

名寄地区衛生施設事務組合告示第5号

一般競争入札（以下「入札」という。）を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和5年6月12日

名寄地区衛生施設事務組合管理者 加藤 剛 士

1 入札に付する事項

- | | | |
|-----|------|---|
| (1) | 工事番号 | 第2号 |
| (2) | 工事名 | (仮称)名寄地区一般廃棄物中間処理施設建設工事 |
| (3) | 工事場所 | 名寄市字大橋140番地1、146番地11及び140番地6の一部 |
| (4) | 工期 | 議会議決日の翌日～令和9年3月12日 |
| (5) | 予定価格 | 事後公表 |
| (6) | 工事概要 | 老朽化した炭化センターに替わる、一般廃棄物中間処理施設（焼却施設及び破碎選別施設）の設計・施工（性能発注方式）
・焼却施設：30t/日（15t/16h×2炉）
・破碎選別施設：3.6t/5h
・計量棟、ランプウェイ、駐車場その他外構 |

2 入札の執行日時及び場所

- | | | |
|-----|--------|--------------------------|
| (1) | 入札執行日時 | 令和5年8月25日（金）午前10時00分 |
| (2) | 入札執行場所 | 名寄市字大橋140番地1 炭化センター2階会議室 |

3 契約について

名寄地区衛生施設事務組合（以下「当組合」という。）の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第9号）第2条で準用する名寄市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年名寄市条例第60号）第2条の規定により、名寄地区衛生施設事務組合議会（以下「組合議会」という。）の議決と同時に、本契約の効力を生じるものとする（令和5年8月下旬から9月上旬開催予定の臨時議会に提出予定）。

なお、当該契約案が組合議会で否決されたときは、仮契約は無効とし、当組合はこれらに関し一切責任を負わないものとする。

4 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者は、次の要件をすべて満たしていること。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 名寄地区衛生施設事務組合競争入札参加資格関係事務処理要綱（平成25年訓令第7号）第2条で準用する名寄市競争入札参加資格関係事務処理要綱（平成18年名寄市訓令第55号。以下「事務処理要綱」という。）第5条に規定する令和5・6年度名寄地区衛生施設事務組合競争入札参加資格者名簿において登録されているもののうち、北海道内に本店、支店又は営業所を有し、入札参加資格審査の申請時において建設業法（昭和24年法律第100号。以下「建設業法」という。）の規定による清掃施設工事に係る特定建設業の許可を受けている者で、清掃施設工事の経営事項審査の総合評価値（P）が900点以上の単独の業者であること。
- (3) 平成24年度以降において、以下の条件をすべて満たす地方公共団体が発注した一般廃棄物処理施設建設工事の元請（共同企業体での受注も可）での納入実績があり、令和5年5月末において1年以上の稼働実績があること。

なお、共同企業体としての実績の場合は、当該共同体の構成員の比率が20%以上の場合に限る。

ア 焼却施設の規模が30 t /日以上

イ 処理方式がストーカ式

ウ 環境省「循環型社会形成推進交付金」を活用した事業

- (4) 公告の日から入札執行日までの期間において、北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要綱の規定に基づく指名停止の措置、又は事務処理要綱第8条及び第10条の規定による指名停止等の措置を受けていないこと。

- (5) 本工事の入札に参加しようとする者の間に次の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する2者の場合。

- (ア) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。（イ）において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。（イ）において同じ。）の関係にある場合

- (イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、（ア）については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2

条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。

- (ア) 一方の会社等の役員(株式会社の取締役(指名委員会等設置会社にあつては執行役)、持分会社(合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。)の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)が他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人(以下「管財人」という。)を現に兼ねている場合
- (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合
組合とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記(ア)又は(イ)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。
- (6) 発注工事に対応する建設業法の許可業種について、その許可を受けてからの営業年数が4年以上であること。
- (7) 会社更生法に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (8) 主要取引先からの取引停止の事実がなく、経営状況が不健全でない者。
- (9) 北海道暴力団の排除の推進に関する条例第7条による措置を受けていない者。
- (10) 発注工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者及び主任技術者を工事現場に専任で配置できること。
- (11) 株式会社ドーコンと資本面及び人事面において関連がない者。
なお、「資本面において関連がある」とは、当該企業の発行済株式総数の10分の2を超える株式を有する、又は、その資金の総額の10分の2を出資している者をいい、「人事面において関連がある」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。

5 入札の参加申請

(1) 申請書

入札参加を希望する者は、別記様式第1号入札参加資格審査申請書を提出すること。

(2) 添付書類

別記様式第2号 類似工事実績調書

(別記様式第2号の施工実績を証する契約書の写し及び本公告4の(3)の要件実績がわかる設計書等の写しを添付。また、共同企業体施工による施工実績の場合は、当該企業体協定書

の写しも添付。)

別記様式第3号 手持ち工事状況調書

別記様式第4号 技術職員配置予定調書

(別記様式第4号に記載された者に係る資格・免許等の写しを添付。)

別記様式第5号 資本関係・人的関係調書

(提出様式等は、当組合ホームページからダウンロードして使用してください。)

(3) 提出期限 令和5年6月21日(水)午後5時まで

(4) 提出場所 〒096-0065 北海道名寄市字大橋140番地1

名寄地区衛生施設事務組合 総務課(炭化センター1階事務所)

(5) 提出方法 郵送(電子メール、FAX等によるものは受け付けない。)

(6) その他

ア 申請書類等の作成に要する費用は、作成者の負担とする。

イ 提出された資料は返却しない。

6 入札参加資格の審査結果

(1) 入札参加資格を有すると認められた者に対しては、技術提案書提出要請書を令和5年6月29日までに通知する。ただし、何らかの事情により入札参加資格を有していない又は虚偽の申請をしたことが明らかになったときは、入札参加資格を取り消す。

(2) 入札参加資格がないと認められた者に対しては、入札参加者不採用通知書を令和5年6月29日までに通知する。当該通知書を受けた者は、書面により令和5年7月3日までにその理由の説明を求めることができる。理由の説明は、令和5年7月10日までに書面で回答する。

7 技術提案書の作成及び提出に係る事項

(1) 技術提案書の提出を希望する者は、次の書類を2部提出すること。

ア 見積設計図書(添付資料含む)

イ 設計仕様書(発注仕様書に基づき作成)

(2) 提出方法 郵送(当日消印無効)

(3) 提出期限 令和5年7月10日(月)午後5時まで

(4) 提出場所 〒096-0065 北海道名寄市字大橋140番地1

名寄地区衛生施設事務組合

一般廃棄物処理施設整備推進室(炭化センター1階事務所)

8 技術提案書の改善指示

提出された技術提案書の内容が当組合の要求する仕様を満足するものであるかを確認し、

満足していないものについては、当該提案書の提出者に技術提案改善指示書を送付する（7月25日予定）。改善指示を受けた提出者は、改善指示書に記載の改善指示内容を確認の上、技術提案改善回答書（別記様式第9号）を令和5年8月8日（火）午後5時までに7の（2）の提出方法により7の（4）の提出場所に改善後の技術提案書と併せて提出すること。改善指示内容を承諾しない場合又は提出期限までに提出がない場合は、入札参加資格を喪失する。なお、一度提出した技術提案改善回答書は撤回できない。

9 技術提案書の提出の留意事項

- (1) 技術提案書を提出する者がコンサルタント等の協力を得て、又は学識経験者の援助を受けて業務を実施する場合には、技術提案書にその旨を明記すること。
- (2) 技術提案書の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出された技術提案書は返却しない。
- (4) 技術提案書に虚偽の記載をした場合は、当該技術提案書を無効とする。

10 契約条項を示す場所 名寄地区衛生施設事務組合 総務課（炭化センター1階事務所）

11 郵便による入札 郵便による入札は認めない。

12 設計図書等の閲覧

本工事に係る設計図書等を閲覧するときは、次のとおりとする。

- (1) 閲覧期間 令和5年6月12日～令和5年8月24日
(土日祝日を除く午前9時から午後5時まで)
- (2) 閲覧場所 名寄地区衛生施設事務組合 総務課（炭化センター1階事務所）
- (3) 閲覧方法 閲覧場所に備え付けのパソコンから設計図書のデータ提供が可能なため、未使用のCD-R（USBやCD-RWは不可）を持参すること。

13 設計図書に対する質問等

- (1) 設計図書に質問がある場合は、文書により電子メールで提出すること。

ア 提出期日 令和5年6月30日（金）午後5時まで

イ 提出場所 工事担当課 一般廃棄物処理施設整備推進室（炭化センター1階事務所）

E-mail : ando-takeshi@city.nayoro.lg.jp

- (2) 質問に対する回答は、工事担当課から技術提案書の要請者全員に電子メールで回答する。

14 入札書記載金額

落札決定にあたっては、入札書に記載する金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

15 消費税等課税事業者等の申出

落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

16 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札金額の100分の5以上の額又はこれに代える担保を納付すること。

(2) 契約保証金 契約金額の10分の1に相当する額以上を納付すること。

17 支払条件等

(1) 前金払 各会計年度における出来高予定額の10分の4に相当する額以内を前金払する。

(2) 中間前金払 各会計年度における出来高予定額の10分の2に相当する額以内を中間前金払する。

(3) 部分払 令和6年度から令和7年度までの各会計年度において1回。

18 調査基準価格の設定

本工事は、調査基準価格を設定しているので、最低入札金額が調査基準価格を下回った場合は、低入札価格調査委員会で審査をするため、入札結果は保留とする。

19 工事費積算内訳書の提出

(1) 入札書に記載される金額に対応した工事費積算内訳書を提出すること。

(2) 提出ができない場合は、入札に参加することはできない。

20 再資源化等に要する費用

この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条に基づき、分別解体等の実施が義務付けられた工事であるため、契約にあたり再資源化

等に要する費用、解体工事に要する費用、分別解体等の方法、再資源化等をするための施設の名称及び所在地を契約書に記載する必要があることから、再資源化等に要する費用及び解体工事に要する費用を含めて積算すること。

21 北海道循環資源利用促進税 ある場合に限る。

22 その他

- (1) 入札者が1者しかない場合（受付締切りの段階で1者のみの申込みの場合や入札日までに辞退などで1者となった場合等）においても入札を執行する。
- (2) 入札回数は最高2回までとする。
- (3) 落札となるべき同価の入札をした者が2以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。
- (4) 提出された申請書等は返却しない。
- (5) 談合情報に対する対応
 - ア 入札に関して談合情報があった場合は、入札の執行の延期、事情聴取、誓約書の徴取及び工事費積算内訳書の精査並びに公正取引委員会への通報を行うことがある。
 - イ 入札談合の疑いがあると認められるときは、入札の執行を取り止めることがある。
 - ウ 契約締結後に入札談合の事実があったと認められる証拠を得たときは、契約を解除する。
- (6) この公告に定めるもののほか、名寄地区衛生施設事務組合契約規則、名寄地区衛生施設事務組合入札心得、その他関係法令等を遵守すること。

入札及び契約に関する問い合わせ先

名寄地区衛生施設事務組合 総務課（TEL：01654-2-9090）

工事の内容に関する問い合わせ先

名寄地区衛生施設事務組合 一般廃棄物処理施設整備推進室（TEL：01654-2-9090）